

第三十一回國會議衆院
農林水産委員會會議錄
第十七号

—

位面積当りの事業費がきわめて多額であるというような事情もありまして、進捗度がおくれているのが実情でございます。なお、海岸砂地地帯のような特におくれている地帯につきましては、主たる事業が畑地灌漑でございます。まして、よその地帯に比しまして、あるいは積算あるいは浸田単作という点において、そういう点から特に事業がおくれているわけでございます。

それから、次の御質問でございますが、お手元に差し上げました第一次長期計画、それからその進捗度が入っております。また、第二次計画の御質問でございますが、実は、当初に立てました計画は相当大きなものでございまして、もちろんこの大きなものが順調に進んでおれば問題はないわけでありまして、第一次計画の実施状況、すなわち昭和二十八年から三十三年までの実施状況等を考えまして、それで第二次計画を作成したいと考えておるわけでありまして、すなわち昭和三十四年から三十六年までの第二次計画を考へる。しかし、第二次計画は、御存じの通り、それぞれ法律に基づきまして審議会の議を経ることになっておるのでございまして、まだこの審議会の議を経たものではありませんので、一応現在考へておりますのは私どもの案であるというふうにお考え願いたいと思ひます。なお、第二次計画案に關しましては、お断わり申し上げておきたいと思ひますのは、大体三十三年度までの残事業量の六〇〇程度を三十六年までに達成するというのを目安にいたしまして私ども考へております。

○足鹿委員 振興局長の御答弁は、昨日来私も聞いておりますが、どうも答

弁にならぬと思うのです。私が聞いておるのは、その原因を追及して、どういふふうにしたならば今後よくなると思ふかということを中心として私は聞いておるのですが、現状を若干説明されるという程度であつて、もう少し迫力のある、もう少し少くとも熱意に満ちた事務当局としての考え方を承わりたいと思つて聞いておるのです。積算の四四〇〇はさることながら、あとのものが二〇〇〇にしか進んでおらぬということは、法律を忠実に実行するあなたの方の立場としては、だれが見ても遺憾千万に思ふのです。特にこの法律ができたのは、現在の農政の非常な欠陥である低位生産地帯に対する施策を集中化していくための立法措置であつたと思ふのです。それが五年の長年月を経てこういう状態でありまして、年次別に見ますならばまことに微々たるものでありまして、このようなことで政府が畑地振興計画を口にする資格はないと思ふのです。もう少し私も申し上げたいことはたくさんあるのです。ですから、あなたの方を追及して困らせるといふ質問の立場でないから、私はきわめて穏やかに慎重にやっておるつもりなんです。ほんとうに政府が農政の基本の一環として畑地問題を特に取り上げていくならば、もう少し熱意のある、真剣な御答弁を願いたいと思ふのです。あなたの方がいつまでもそういうのんべんだらりとした御答弁をなさるといふことになりましますならば、私も態度を変えて大いにこれから追及しようと思ひますが、そういうつもりで最初からやっておりますので、その点とはくちとあなたの方の答弁についてもよく考

えてもらいたいと思ふのです。

この進捗状況を見ますと、畑地の長期計画が著しく見劣りをしておる。積算にしてみれば膨大な長期計画になっており、千二百五十三億九千九百万円という大きな長期計画、これに対して畑地の長期計画は八十八億八千七百万円にすぎない。この事実それ自身が、政府が畑地振興なり畑地対策を重点施策として取り上げておつても実が伴つておらない一つの証左であらうと思ふのです。第二次計画においては、この進捗度とにらみ合せてどういふふうな改定計画を持つてそれを六〇〇の達成にされようとおるのか。それは審議会にかけられるまでの素案としても、あなたの方の腹づもりとしては、もう少し親切に、もう少しあなたの方の熱意がうかがえるような答弁が願いたいと思ふ。

○伊東政府委員 今御質問でございますが、畑地灌漑、海岸砂地地帯防犯等の進捗度がおくれていることは御指摘の通りであります。われわれも、畑地の問題につきましては、おくれを何とか取り戻したいという考えからいたしまして、補助率を引き上げますとか、実はこの進捗率には国営関係は入れてはおらぬのでございまして、国営の土地改良事業等につきましても、従来はほとんど水田地帯が多うございしましたが、われわれはその点の方針を変えまして、最近ではほとんど畑地帯という地区についてもこれを取り上げていくことにならぬかというふうなことで、たとえばございまして、九州の笠原でございますとか、米年の新規着工には茨城の鹿島郡がございまして、これもほとんど全部が畑地帯でございまして、こういう大規模な畑地帯の振興も国営

の土地改良事業として取り上げていくというふうなことで、先生の御指摘になりました畑地関係のおくれにつきましては、今まではこれにも県営までの数字はあげてございまして国営を落しておりますので、国営につきましてもそういう態度をとりまして、何とかおくれを取り戻していきたい。補助率の問題は、末端支配の問題も今まで解決できなかったことを解決いたしまして、おくれを取り戻すように努力をいたしたい、こういうふうに考えます。

○足鹿委員 その第二次計画というものを現在素案であるが大体考へておるということでありまして、それが今公的に承わることができないならば、あとでもう一つ得たいと思つております。時間がございせんからその資料についての質問は一応この程度で終わりますが、この進捗度の問題とにらみ合せて、畑地に対する第二次長期計画の策定に當つては、さらにもっと前進して、少くとも積算並みのところにまでいかしめるといふくらい腹づもりくらいは聞けるものだと思ひます。おつた。しかし、審議会の議を経なければならぬとおっしゃるから、あえてこれ以上申し上げませんが、あとで十分な資料に基づいて御説明を願いたいと思ひます。

そこで、昭和三十五年度から三十六年度の海岸砂地地帯農業振興関係所要経費調というものををいたしてございまして、これによりまして、県営畑地灌漑の進捗率は、私の計算によると三五〇、団体営灌漑排水は二二〇、団体営畑地灌漑に至つてはわずかに一二〇にすぎない。また防犯、造林関係につき

ましてもきわめて低い。一括したものは畑地関係で二八〇となつておりますが、この県営畑地灌漑、団体営灌漑排水、団体営畑地灌漑と規模が小さくなつてくるに従つて、その進捗度が、はなはだしきに至つては一二〇強というところまで下つておる。これは、昨日来私が指摘しておりますように、いわゆる農民負担が耐えられない、そこで、その規模が小さくなつてくればくるほど、補助率が悪くなつてくればくるほど、この事業の進捗率というものが低下しておると思ふのです。この資料は私まだ十分時間をかけて検討しておりますが、ただいま指摘したような点で、三十四年度を含めて平均二八〇が、実際の内容になると、県営が三五〇になつて団体営の畑地灌漑は一二〇というふうな、この内容について見ても、私が指摘した通りにあなたの方の資料が提示されておるのです。従つて、あなたの方は事実がつかつておるにもかかわらず、研究に時間を要し、いろいろな資料やデータは相当そろつておるにもかかわらず問題が前進しない。これは、政務次官、しっかりお聞きを願つて、強力なこの推進態勢というものを講じてもらいたいと思ひます。あとで農林大臣にお越しをいただいて、この点はさらにお尋ねもし、所信も伺いたいと思ひますが、そういう点について十分御考慮を願いたいと思ひます。

防犯林のことについて言及したいのでありますが、きょうは時間があればあとに回しまして、次に畑作に關する資料の欠除の問題です。私どもはいろいろな面から資料を手に入れましたが、相当見るべき資料もあり、問題点の指摘も整然としておるが、かんじんな

畑作に関する統計資料がきわめて足りない。これは政策の貧困を物語る一つの証拠だと思ふのでありますが、聞けば三十三年の十二月一日現在においての臨時畑作調査なるものを政府はやろうということでありますが、それはどの程度に現在進んでおるのか、いつごろその結果は発表になるのか、その点についてはいかがですか。

○増田政府委員 たいいま御指摘の点は、統計調査部でやっております調査がありまして、これは、本年三月までに調査を完了しまして、来年度、三十四年度の予算でとりまとめるといふうに聞いております。その発表時期等に関しましては、後刻調べましてお答え申し上げます。

○足鹿委員 今日になってようやくそういう状態でありまして、問題が一つも前進しないことになろうと思ふのです。畑作関係は、農林省の機構の内部にあつても各局・各部にまたがつて、官庁の縦張りと言つて語弊がありますが、セクショナルリズムの関係上、草地問題を取り上げようといふこれは畜産局へいく、営農技術でいけば振興局、農地関係は農地局で担当する、こういうことになって、そこに総合性がだんだん失われていくということが言えると思ふのです。これは私の杞憂であります。愛知用水が膨大な経費をもつて着工され、時限立法として五カ年で完工ということになっておりますけれども、これは私も見たところでは残念ながら相当おくれると思ふんですが、大体あの事業がほかの事業費を食つておるのじゃないですか。あれだけの大きな事業を、これは特別な資金構成によって行われておることは存

じておりますけれども、これが他の事業を相当圧迫しておるといふことも一面推測できるのであります。それらのものも、今度は愛知用水が完工した場合にこの畑地対策としての一つの実績の中に織り込まれることも当然でしようし、そういう点はないのであります。もしそういう点が若干あるとしますならば、これは当然他の小規模のものを食つて、そしてこの愛知用水に重点が置かれ、そして片ちゃんばな農地対策ということになるといたします。何か私どもの見えておる印象としてはそういう印象を受けるのであります。あなたが専門の立場からごらんになりまして、そういうことはないと断言できるでしょうか。

○伊東政府委員 御質問でございますが、畑灌の私の方の農地局の予算が入つておりますのは団体営と県営と国営に分れております。今御指摘の愛知用水ももちろんございまして、団体営につきましては、実は三分五厘の融資のワケとの関係ともからみまして、大体前年通り、ラウンドで申しますと四十億というような団体の予算になっております。三十三年、三十四年とも対前年同額にしようというようにございまして、三十三年度、県営、国営につきましては、これはふえて参つております。それで、今先生の御指摘にありまして、愛知用水の関係があるの畑灌関係等について経費が減つておるのじゃないかという御指摘でございますが、われわれは実はそれは考へておりましたので、団体営は実は今申し上げましたような三分五厘の関係で対前年同額くらいのものでやつておりますが、県

営、国営につきましては、畑灌についてもこれは当然ふやしていく。先ほど申し上げました笠原のごときは、水田関係は全然ございせん。全部畑地灌漑でございます。鹿島南部も、若干田は入つておりますが、これもほとんど畑地というやうな、国営でもそういうものを取り上げております。そういう関係で、われわれとしましては、来年度の予算の土地改良、生産基盤強化関係が三百四十四億くらいになっておりました。これは長期経済計画の二千三百億というベースに照らして参りますと、三十四年度のものとしましては、低いものではないうやうな数字にも実はなつておりますので、愛知用水の関係があるの畑灌関係が減つておるのじゃないかという御指摘でございますが、われわれは実はそういうふうには考へておりません。しかし、今後とも畑灌の問題は、先ほど申し上げましたやうに、積極的に一つ一つ壁を突き破りまして、何とか努力していきたいというふうに考へております。

○足鹿委員 愛知用水問題は余談であります。そういうことがないとおつしやるならば一応そういうことにしておきましょう。が、ない資料中からいろいろ取りまててみますと、最近の主要畑作物の年次動向とでも申しますか、その一つの傾向を見ますと、大へんな傾向を示しておる。小麦の場合は田畑計で十六万六千六百歩も減反をしておる。三麦の田畑計では二十七万町歩も減反した。昭和二十五年と三十三年の対比において見ますと減反をいたしております。これは容易ならぬ事態だと思ふ。これを一つの畑作営農体系の上から言つてまだ解決していくべき技

術的な面がたゞさん取り残されておると私は思ふ。昨日増田局長に一般論としての麦作対策等伺いましたが、これはまた別な機会に十分時間をかけてお尋ねする機会もあろうかと思ひます。が、そういうことはお気づきにならないはずはないのです。少くとも三麦合計で三十万町歩の自然減反というものは、これは国の施策としても重大な問題です。私も手探りで調べた資料に基いても大体そういうものがあります。この際あなた方には釈迦に説法であります。私の調べたところによりますと、昭和三十三年度の畑作の農家と水田の農家あるいはその他の果樹、酪農等との農業所得の比較を見ますと、これまた大きな較差があることがわかります。米一毛作で、家族人員が六人ちよつと、経営面積が水田が一町一反五畝、畑が一町四畝で計一町二反九畝の農家は、二十八万二千九百七十九円の農業所得を上げておる。農業粗収益から農業経営を引いたものであります。ところが畑作になりますと、家族人員が六人ちよつとで、田が一反で畑が七反五畝、計九反五畝で、大体均衡のとれた経営規模の農家が、十六万三千五百五十六円、十二万円以上もその所得が低い。これで一家六人の者が食つていけるはずはないのです。酪農がいいといつても、まだ米一毛作には劣つておる。二十五万九千三百四十六円である。果樹がいいといつても、大体二十八万七千円程度で、米一毛作と大体において引き合つております。野菜においては若干上回つておりますが、いづれにしても、この畑作農家の所得というものが著しく

少いというところは、いろいろな政策の欠陥や種々雑多なものも累積されてこつた結果になると思ひます。これらのものをついては技術問題もあろうかと思ふのです。この点については昨日もお話を聞いたわけでありまして、従来の農業技術というものは米作中心になつておつた。これは、一つの歴史的な面から見ますと、昔の農業技術者はほとんど地主の出身で、米の品質や増産することによつて年貢米がたゞさん取れる。また、年貢米にも大きな紛争なしに米がころげ込んでくる。営農と技術の結合点といふべきか、そういう点におきまして、官立の試験場であるとか公共関係が持つておる試験場というものは、どうしてもほとんど米作中心になり、その間隙に、いわゆる農業技術といふ、どつちかというところ科学的なものだんだん入つてきておる。そういう点から、われわれが聞いたところによりますと、振興局や日本の農業技術者の中でも、米作関係に専念した者は相当の地位に上つていく。それは今まで私が指摘したやうな関係からだんだん認められていく。ところが、畑作など取つ組んでおつたものではだつたが一向上らない。私は技術のこまかい点には触れませんが、こういうところにも大きな改革を要する点があろうと思ふのです。振興局ほどの程度の考え方を持つておられるか知りませんが、少くとも従来の日本の農業技術というものが水稲中心に進んでいる、そして畜産面においても著しく見劣りがしておるといふことはいふまでもない。歴史的にずっとよく考へてみますと、今私が指摘したやうな点も大きく作用しておると私は

思うのです。振興局のいろいろな技術関係の話を総合してみますと、人員は相当ある、しかし運営、施設費がない、従っていつまでたっても事は進まぬ。こういうことに補助体系、金融体系が十分でないことがからみ合つて、またそこに畑作不振の大きな原因を見ることができると思ふのです。これらの点をもっと大きく取り上げて政策の転換を行わない限り、幾らたつても私はこの問題は片がつかぬと思ふのです。そういう点について、畑地農業の技術の振興に対する基本的な考え方は、一体どういうふうな今後進められる御所存でありますか。技術問題についてはまだたくさんお尋ね申し上げたいことがあります、これが一番基本だろうと思ひますので、その点を特別にお尋ね申し上げます。

○増田政府委員 畑作におきまます技術的な問題に關しまして、広範な御意見の開陳があつたのでございます。まことにその通りでございます。たとえば、御指摘のように、試験研究機関を見ましても、国立あるいは県立におきましても、圧倒的に水稲に従事している職員が多いわけでありまして、私どもの調べによりましても、たとえば畑作物と比較してみますと、国立の農業試験場におきまして、水稲に關しては百四十四人、これは農研及び地域農業試験場を合せてであります。麦に關しては九十七人、麦は比較的高いのであります。しかし、大豆、菜種その他の作物になりますと、著しく人員が減少いたしております。大豆は三十九人、菜種はまたさらに少くなる。まことに御指摘の通りでありまして、研究室の分布もこれに比例しまして、水稲、そして畑

作の場合には麦、しかも麦の場合におきまして比較的小麦に重点がある。従いまして、こういう点に關しまして今後抜本的な対策を講ずる必要があるのでございます。先ほど、この人員問題とあわせまして施設・運営費の面に對しても御指摘があつたのであります。が、施設に關しましては、とにかく十分な予算ではございませんけれども、鋭意努力しております。しかし運営費がなかなかこれに伴わぬ、こういう部面も多いのでございまして、実は、その点に關しても、人員を畑作中心に転換していくと同時に、事業費全体に對してもこれに伴つて転換をはかつていくということが必要だと思ふのであります。昨日も申し上げましたが、施設に關しましては、国立の地域の試験場の三カ所に曲りなりにもとにかくしっかりと畑作物を作つてこれを推進していくという体制がきまつたのであります。現在、これに對する人員の選定、内部の転換、こういう点に關しましても鋭意研究努力しておる次第でございます。国立に例をとりましたら、県の農業試験場に關しましては、やはり水稲中心で従来やつて参つたのであります。ようやく県の試験場に關する段階に到達しておるのを見受けられます。特に、個々ばらばらの畑作物をつかまえておつただけではいかぬのであります。経営全体として、非常にありまして、著しく人員が減少いたしております。大豆は三十九人、菜種はまたさらに少くなる。まことに御指摘の通りでありまして、研究室の分布もこれに比例しまして、水稲、そして畑

まして、東北の地域農業試験場におきまして経営試験を強化することになつたのであります。この場合にカブトラクターを導入して、カブトラクター耕作による適正規模の経営試験を今後確立していく、こういうことで、新しく三十四年度より試験を実施することになったのであります。こういうふうな、作物の点でも、次第に水稲あるいは小麦中心から他の作物に重点を移していく、それと同時に、畑作は特にばらばらの作物をつかまえておつたのでは問題が解決しない、こういうところに、経営全体としてとらえていく、こういう方向があるわけでありまして、ただし、そういう点におきまして、やはり、畑地の問題をとりまざる場合はどうしても技術的な面が非常に低位でございまして、たとえば輪作関係、あるいはその作物の作付体系、こういう問題を一つとらえても、なかなか容易でないものであります。それに、畑地の土壌に關しましては対策がいろいろ論ぜられておりますけれども、これを営農面あるいは農業土木の面で実際に実施する場合におきまして、これをいかに農家に導入するか、農家に普及させる面が非常にむづかしい、こういう点で実は苦慮しておるわけでありまして、従いまして、省内に設けております畑作の対策委員会におきまして、一応の全国的な結論は出ておるわけでありまして、現在、これを地域区分をいたしまして、地域の特性ととらえていくという方向によつて、大体全国を、試案でございしますが、十四地域くらいに分けて、そのうちのおもなる地帯に關しましては、技術的な方向、あるいは経営上の方向、あるいは

経済的な面、こういうものを考慮して現在審議検討しております。そうして、ほぼ暫定案でございしますが出ております。しかし、これもやはり、実際の事業に移していく場合におきましては、あるいは畜産の面とか、それから農業土木の問題、耕種改善の面、全体をとらえて、しかも流通関係あるいは消費関係、価格支持の制度等ともならみ合せまして対策を打ち立てる、こういうことになるわけでありまして、地域的にこれを掘り下げて結論を出すということはなかなか容易でない、こういうことでございします。

いろいろ言ひわけばかり申し上げるようでございますが、私も多量にいたしましては、技術面・経済面を総合するためには、二つの方向としましては、やはり個々ばらばらの農家を全国画一的にとらえてこれに對して施策を打ち立てるというところは非常にむづかしい、やはり地域の特性をとらえて地域別に具体的な計画を作つていく、たとえば北海道の寒冷地帯に對して畑作地帯をますます上げていく、それから、三十四年度におきましては、表東北の北部すなわち青森と岩手県でございしますが、この地帯を北海道の例に準じましてこれを調査しまして、その調査の結果から具体的な政策を打ち出す、こういう方向で積み上げていく、かように考えております。なお、表東北北部に對する調査費は、三十四年度において百四十万円計上してあります。

○足鹿委員 ただいま農業技術の問題について承つたわけでありますが、各農区別と申しますか地帯別に畑作を研究されたものも私拝見いたしました。なかなかよく研究をしておられる。ただ、問題は、ここまでの畑作関係が非常におくれておるものを一挙に取り戻すということが、なかなかなた方行政の面においては事務的には困難であるというところはよく承知しております。やはりこれは、一つの農政として大きくのおくれを挽回するためには、大きな政策的な政治的な手が加えられない限り、この問題は事務当局の責任としてこれを追及してみたいところで私は無理だろうと思ふ。そういう点について大体資料は整つておるのです。農業基本問題調査会にかけるまでもない。大体わかつておるのです。これをどう進めていくかということが問題だと思ふのですが、特に畑作の場合には非常に商品化率が高いわけですから、米の場合には、自給、余つたものを売る、こういう程度で、昨日も触れましたように、米の商品化率は實際問題として二〇%程度でしようね。ですから、最近の果樹といわず蔬菜といわず、無計画な増産、誤まつた適地適産の指導によつて一番不況の影響を受けて、また實際的な影響も常に受けておるわけでありまして、そういう点から、いかようにその技術を進めてみましても、一面においては、畑地農産物の市場性の確保と申しますが、これに對する対策ももちろん必要になつてくるわけでありまして、これらの問題はとうていこのような法案の審議の機会に広く触れるということとは審議の性質上無理があると思ひますので、きょうは触れませんが、委員長、たとえば豊橋分場において水稲の陸地栽培で成功した事例もありますし、よほど以前に当委員会は篤農家を呼んで食糧増産問題の参考人として意見を聴取したことがあります、今度は畑地問題につ

いてその専門の技術者あるいはその他
の学識経験者というような人を一べん
お呼びいただいて、この問題を本格的
に取り上げて検討し、解決の糸口を作
りたいというふうには私は提案を申し上
げたと思います。いずれまた理事會
等で適當な委員会にお諮りを願いたい
と思いますが、委員長においてもそうい
うふうにご了解を願ってお取り計らい
をお願いしたいと思います。

○松浦委員長 御意思の点は十分善処
いたします。

○足鹿委員 先ほどの試験研究問題に
返りますが、桑園だとかタバコだとか
いうものは政策的な減反が行われてお
る。麦の場合は三万町歩近い自然減
反が起きている。他へ転換をしようと
思えば、過剰傾向のために、國際的な
関係もあつてますます崩落をたどつて
おる。これに対しては自主的な生産規
制の問題、あるいは市況に対応する出
荷調整の問題、いろいろな問題が出て
くると思うのですが、一応政府はみん
なちよこちよこ手をつけておるが、
それが問題の根幹に触れるようなこと
ろまで行つておらぬ。そこに私は大き
な欠陥があると断ぜざるを得ないわけ
であります。昨日も触れましたが、試
験研究は、いわゆる需要のあまり大き
く変化のないもの、市場性の最もある
ものを持つていかなければなりません
が、このごろ種苗商店のカタログを見
ましても、いろいろなものが、またこの
不況をねらつて、やれ何がいかにが
いというので非常に宣伝をしておる。
そうすると、困った農家はなにでも飛
びついていきたい。それができたころ
には全く收拾がつかぬような状態にな
る。ちょうど一時昭和三、四年ごろに

起きておつた農業恐慌のときのような
状態が随所に一つの傾向として現われ
ておるわけでありまして、これは、要
するに、現在畑地農業が行き詰まつて
おるのに、現在の農家のあがきとして、
代作物に対する農家のあがきとして、
が、素朴な形でいろいろなものに危険
を冒して進んでおる、そういうところ
に大きな問題があると思うのです。
代作物の問題といつても、にわかに何が
いいかにはいりませんが、あるもので
はないかと思ふ。やはり、麦とか菜
種とかいふもののコストをもつと下げ
て、その有利性をもつと増大していく
ような一面が大きく取り上げられると
同時に、代作物としては、暖地ビートの
問題等は西日本の方においても相當の
熱意を持っておる。ところが、聞くこ
ろによりますと、今度のてん菜振興
会法案によれば、東北その他に一カ所
できるといふふうにも聞いております
し、また、昨日私がお尋ねしましたが、
ときには御答弁がありましたが、
特産部のようなものを作つて政府は何
か与党と検討をされておるという話も
聞いておる。そういうことでこの代作
物に対するところの要望を満たすよう
なことはできないかと思ふのです。一つ
の構想のもとに、この暖地ビートが一
つの代作物として相當な安定性がある
といふことになれば、これに對しても
と積極的な地域別な試験研究——指導
奨励といふことが危険であるとするな
らば、もつと充実した国の一貫した方
針によつて、そうしてその試験研究に
對する国の考え方あるいは助成等に
對してももつと熱意を示されてしかる
べきものだと思うのです。西日本にお
ける暖地ビート熱というものはわれわ

れではさきき切れない。国へ帰ればわ
れわれ専門でない者に一々聞かれま
す。それに対しては私も何と答えて
いいのかわからない。政府の施策も
ほんの局地的にど
まつておる。これはほんの一例であ
りますが、そういう商品性のある代作
物といふものは、一筆に片がつかま
せんから、年月をかけてやつていかな
ければならぬと思ふ。そういう場合に、
畑地農業の試験研究機関というもの
が府県のまかせやその他の市町村ま
かせではどうしても片がつかぬ。地域
的な代作物、適品種の育成や耕種技術
の改善等を中心とした、代作物を含む
、そうして主要作物を含む試験研究機
関を設けていくということが、ひまど
るようなことはありますが、やはり技術
は一年にしてはなりません。そういう
点において具体的な問題として
御善処願わなければならぬと思ひ
ます。

まだ海岸砂地の問題もありますが、
今日はこの程度でとどめまして、農林
大臣に最後に締めくくりに御答弁を
願つて、一応この質疑を打ち切りたい
と思ひます。

〔委員長退席、石田(資)委員長代理
着席〕

いづれにいたしましても、先ほど委
員長からも善処する旨を約されました
が、当委員会においても、もつと畑地
農業問題を重視して、これを全面的に
取り上げて突っ込んだ審議をするよ
う、ぜひこの際速急にその機会を作ら
れんことを委員長にも特に御要望申し
上げておきたいと思ひます。
農林大臣がお見えになったときに最
後のお尋ねを申し上げたいと思ひます

ので、私の具体的な質問はこの程度で
一応とどめておきたいと思ひます。
○石坂政府委員 農林大臣出席の場合
に最後の締めくくりに對する御答弁を
願ふことにいたしますが、ただいま足
鹿委員からある述べられました点は、
私どももおおむね同感であります。先
ほど来お話しした通り、日本の農業技術
の改良の技術員が、明治時代主として
地主の出身であつたがゆゑに、水田農
業に傾いた一つの理由もあるという趣
旨の御指摘がありました。さういふ
こともあらうかと存じます。長い歴史
を申しますならば、日本の農業は、
極端に言へば、神武以来あるいは天照
大神の時代から水田農業に偏して参つ
ております。畑地農業がややともいた
しますとあまり重視されておらなかつ
た点は確かにその通りであります。従
いまして政府は近年畑地農業を大きく
取り上げて参りましたが、今日までの
段階におきましては、まだその施策及
び実施が十分でないことも御指摘の通
りであります。しかしながら、足鹿委
員御指摘の通りに、いろいろ資料は相
当出そろつております。昨日私は開拓
地の土壌研究十周年記念に出席いたし
ましたが、開拓地の土壌の試験研究あ
るいは特殊の試験研究等について相當
有益な資料が出ております。従いまし
て、政府といたしましては、この後も
畑地振興対策について一そうの努力を
いたしますが、さしあたり、昭和三十
四年度の予算におきましては、九州に
畑地農業試験場の畑地部を設ける、こ
ういふふうなことにいたしまして、従
来よりも一そうの試験研究の努力をい
たしたい所存であります。
なお、ビートの問題をお取り上げに

なりましたが、今回法案が通過いたし
ました後に設立することになっておる
てん菜振興会は、さしあたりにおきま
しては北海道に試験場を設置すること
になっておりますけれども、将来は、
暖地ビートを重視いたしまして、西南
暖地方面にも支所を作る計画は持つて
おるのであります。いづれにいたしま
しても、足鹿委員御指摘の点は、この
後も十分に御指摘の線に沿うように努
力いたさなければならぬ問題だと考
えております。

○足鹿委員 大臣がおいでになりました
ので、昨日の質問を要約して締め
くくりをしてみたいと思ひます。大臣
は昨日来御欠席でございましたが、海
岸砂地帯並びに畑地農業改良促進法
の期限延長法案が出ました機会に、畑
作全般にわたつての一応ほんのざつと
した質疑を試みたわけでありましたが、
御存じのように、総耕地面積が畦畔を
除いて五百七十五万町歩、そのうち畑
地は二百六十三万町歩といわれており
ますが、大体四五・五%に当ります。こ
ろが、米の販売農家は全農家の四〇%
にすぎない。米の商品化農家を見ます
と二〇%内外だと大体推定できるので
あります。こういう実情から見まし
て、畑作地帯は著しくその施策の面で
取り残されておる。それは、しばしば
申し上げておりますように、他産業
と農林水産業との較差の不均衡、その
生産性の較差の拡大ということが言わ
れておりますが、農業部門の内部にお
いて畑作関係は著しくおくれしておる。
この較差を解決していくことが当面必
要だ。こゝまでは政府もよくお認めに
なつて、近來畑作振興特別対策委員会
等を設置されて対策を練つておられる

ことは私も認めますが、この特殊立法の運用経過を見まして、いかに冷遇されておりますか、全くお話になりません。繰り返すようでありますけれども、これは重要でありますので、この積寒、急傾斜、湿田、砂地、畑地、この五つの特殊立法を見まして、みな低位生産地帯です。積寒が四四％、砂地はわずかに二〇％の進捗度であります。これは五年ないし六年の年月をかかってこの程度でありますから、年次に割ってみますならばことに微々たるものと言わざるを得ません。こういうことでは、いかに畑作問題を検討されましたも、現行法律を守ってその成果を上げていかなければならないあなた方がこの程度の成果しか上げておられないことはなはだおかしいのであります、これに対して先ほどお伺いしたわけです。なお、第二次計画を立てて、第二次計画の三十六年までに今度は六〇％をやるのだというお話であり、これも十分とは思いませんが、この点を財政的な面からあるいは一般施策の面からどういうふうに達成をされる御所見であるか。その点、事務当局の事務折衝やその他では片のつかない段階だと思いますので、特に農林大臣の御所見のほどを承わっておきたいと思います。

それから、一番大きな問題として、土地条件を整備して畑地灌漑等の施設を大幅に実施するということが当面大事な問題でありますが、三十二年度、三十三年度の土地改良予算の対比を見ますと、畑灌と水田灌漑の予算の面におきましても百対六という程度にとどまっております。これではいかにやるやると言われても問題は一向解決がつか

ぬ。もっとこれは重点施策として強力に進められなければならないと思うのであります。御存じのように、畑作地帯というものはみな低位生産農家でありまして、その負担にたえられない。そこから、事業の地元負担その他地方自治体の負担にたえかねて問題が解決されない。従つて、現行の補助体系を改め、あるいは利子の軽減、あるいは利子補給というような、融資制度をもっと改善しなかつたならば、どのようないい対策を立てましても、画にかいたもちに終るのではないか。これに對する御用意はどうかという点。

それから、先ほど次官からも御答弁をいただきましたが、麦におきましては、昭和二十五年から三十三年にわたつて三麦合計で二十七万町歩の自然減反が起きている。また、葉タバコにおきましても、桑園におきましても、これは政府の政策的減反が一面において推進されておる。こういうような場合に、その減反されたものが何に代作を求めておるかと申しますと、果樹とか蔬菜とか、あるいは市場性に乏しい特殊の工芸作物であるとか、いろいろなものに農家は走つて、そしてそれが無計画な増産に基いて価格は崩落の一途をたどつておる。私の県でも一時千五百円しておつた二十世紀が現在はすでに千円をはるかに割つております。

農家の手取りは一箱、五、六百元、その中から箱代その他のものを引けば、全く貰当り五、六十円という悲惨な状態になつておる。かように、一つの無計画な増産からきた過剩傾向、需要のない点、そういうような点から、畑作の面におきます最近のこの状態は恐慌

寸前ともいふような重大な事態に直面しておる。従つて、権威ある代作物に對する政府の対処策いかんということであります。

第四点は、現行の畑地関係の急傾斜あるいは砂地、畑地、それから特殊土壌といふふうには、畑地関係でも四つの立法が行われておる。積寒は必ずしも畑地に限定されておりませんが、これまた畑地も相当含まれておる。湿田を除けば、五つの特殊立法が行われ、その中の二つが三十七年度までにこのたび延長されますが、他のものを取つてみますと一応延長が済んでおりますので、三十七年では全部この特殊立法は期限が満了になるという状態でありますので、この際、非常に困難なことは存じますが、これらの低位生産地帯を対象としたところの、言いかえますならば畑地を中心とするところの諸施策を総合統一して一貫した施策にまとめて、そして権威ある畑地政策の基準立法ともいふべきものにまとめていく必要があると私は思うのであります。が、この点について大臣の御所見はいか。

まだたくさんございますが、大体この四点について農林大臣の御所見を承わり、私の質問を終わりたいと思ひます。

○三浦國務大臣　お答えを申し上げます。

畑地の振興対策につきましては、ぜひこれを総合的な、同時に基礎的な問題として解決したいという念願でございましたが、明三十四年度におきまする施設等もまだ十分にいかぬことは御指摘の通りであります。つきましては、一般的にこの畑地振興対策は今後強力に取り進めて参りたい所存であ

ります。

まず第一に、畑地灌漑でございますが、これは昨年の干害等に徴しましても非常に重要な施策でございます。当面の措置はいたしたのでございますけれども、今後は灌漑を必要とする地帯につきましては計画的にこの問題を推進して参りたい所存でございます。同時にまた、次の、畑地作振興のための補助形体を改善すること、あるいは融資等につきましても条件を整備して統一的な施策にこれを転換して参りたいと考えております。

第三番目に、麦の減反の問題、そのほか葉タバコその他の問題でございますが、麦につきましては特に留意いたしまして、そして、価格の対策につきましても、あるいは基礎条件の整備にいたしまして、特段の考慮を払いつつ改善の道を講じたい考えであります。

なお、畑作物についての代作物をどうするかという問題でございますが、これは一面において地方の立地条件も違ふことでございますけれども、寒冷地はもとより、温暖地地方におきましても、テンサイ等の問題等も非常に脚光を浴びて有利な条件もございまして、これらを十分取り上げるほかに、代作物につきましてもなお一そう研究を重ねて、この転換並びに農家経済に裨益するような方策を取り進めて参りたい所存であります。

最後に、特殊立法関係でございますが、御指摘の通り、教員の特殊立法がございまして、これが成果を上げ得ざることは遺憾に存じております。つきましては、三十七年まで一応延長することをお願いしてあるのでございます。

は、おおむねこれに対する対策を立てて、そうして御指摘のような総合統一、同時にまた、できますならば基準立法の策案にも取り進めて参りたい。しかし、この問題は年来の日本の農政の最大の問題でございしますので、来年度直ちに予算編成期までに全部間に合せ得るとは考えませんし、同時に他面この問題の調査も別個に取り進めまして、早期に対策を立て、同時に総合的なものにして立法をするという考え方も取り進めたいと考えますが、当委員会におきましても、年来この問題につきましては具体的ないろいろの御意見等も御提示されまして示唆いただいたのでございしますから、今後とも、それらの点を十分検討し、これを飜味し、そうして立案の参考にして取り進めたいと存じます。

〔石田(宥)委員長代理退席、委員長着席〕

○松浦委員長　ほかに質疑はございませんか。――なければ、これにて三案に対する質疑は終了いたします。

次に三案を一括して討論に付しますが、討論の通告もございませんので、直ちに採決いたします。

まず、海岸砂地地帯農業振興臨時措置法の一部を改正する法律案について採決いたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔総員起立〕

○松浦委員長　起立総員。よって、本案は原案の通り可決すべきものと決しました。

次に、農山漁村電気導入促進法の一部を改正する法律案について採決いたします。

します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔総員起立〕

○松浦委員長 起立総員。よって、本案は原案の通り可決すべきものと決しました。

次に、畑地農業改良促進法の二部を改正する法律案について採決いたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔総員起立〕

○松浦委員長 起立総員。よって、本案は原案の通り可決すべきものと決しました。

ただいま可決いたしました海岸砂地地帯農業振興臨時措置法の一部を改正する法律案及び畑地農業改良促進法の一部を改正する法律案の両案について、足鹿寛君より自由民主党並びに日本社会党の共同提案にかかる附帯決議を付したいとの申し出があります。この際発言を求めます。足鹿寛君。

○足鹿委員 ただいま可決されました海岸砂地地帯農業振興臨時措置法の一部を改正する法律案及び畑地農業改良促進法の一部を改正する法律案に対する附帯決議を付する動議を提出いたします。

まず案文を朗読いたします。

海岸砂地地帯農業振興臨時措置法の一部を改正する法律案及び畑地改良促進法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

近來、農業と他産業との所得又は生産性の較差は益々拡大しているのみならず、農業部門の内部にあつても水田農業と畑地農業との間に同様の事態が生じている。最近、政府は畑作振興のため対策を講ずるに至つて

いるが、その内容をみるに、財政措置、経営及び技術指導、生産物の流通等の面において総合一貫性を欠き、各般の措置が不徹底であるため、畑作農家の経営は正に行つていない現状にある。よって、政府は速かに畑地農業振興の総合的基本施策を確立するため左記の各項につき特段の考慮を払うべきである。

記

一、土地条件を整備して畑地かんがい等の土地改良事業を大幅に実施するとともに、水資源の開発及び利用の対策を充実し、これがため必要な財政上の措置を講ずること。

二、昭和三十三年までの畑地改良地域の農業改良計画及び海岸砂地地帯の農業振興計画に基づく実績は、それぞれ僅かに二四%及び一六%であるに過ぎない状態にかんがみ、可及的に進捗率の引上げを図るような各般の措置を講ずるとともに、特に現行補助体系を改善し、利子補給を伴う融資制度を拡充すること。

三、速やかに、各種の畑地農業対策を総合した基本制度を確立するための特別の措置を講ずること。

右決議する。

昭和三十四年三月四日

衆議院農林水産委員会

これが案文であります。説明を要しないと思つておりますが、今までこの案文につきましても自由民主党並びにわが党との間でいろいろと御相談を申し上げたのであります。特に二項の点は当面しておる一番重要な問題と思つております。二の土地条件を整備して畑地灌漑等の土地改良事業を大幅

に実施するといつたとしても、これを末端において実施に移していく場合に、特に畑地農業は非常に貧困な農家が多くなつて、その負担に耐えられない。従つて、その進捗率もわずかなところにとどまらざるを得ないのが現状であります。これについては、政府も団体等の補助率について若干の改善を加へられたことはけっこうであります。したが、もっと補助体系そのものを改善すると同時に、利子補給を伴う融資制度を拡充したい。特に利子の軽減問題が他との関連にありまして非常に大きな問題であります。この問題についても意見は大体一致しておつたのであります。各般の事情によつて、成文化するという点については、お互い満場一致の決議案の採択の關係上、一応案文の上からは削つております。その点におきまして決して意見が相反したものではありません。いろいろの他との関連もありまして慎重な取扱ひをしたというところを政府においても十分お含みの上御善処あらんことを一言つけ加えておきたいと思つております。

あとの問題につきましては、今までの質疑において十分でありますので、省略をいたします。

○松浦委員長 ただいま足鹿寛君より提案いたしました附帯決議案に御賛成の諸君の起立を求めます。

〔総員起立〕

○松浦委員長 起立総員。よって、附帯決議を付することに決しました。

この際、ただいま附帯決議に対する政府の所見を求めます。三浦農林大臣。

○三浦國務大臣 ただいま御決議になりました事項は、畑地振興上重要な問題を包容しております。つきましては、

当局におきましては、十分検討を重ねまして、この御趣旨に沿うように特段の考慮を払いたいと考えております。

○松浦委員長 なお、お諮りいたします。ただいま可決いたしました三案の委員会報告書の作成につきましては委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○松浦委員長 御異議なしと認め、さう決定いたしました。

暫時休憩いたします。理事會を開きます。

午後五時二分休憩

午後五時五分休憩

午後五時五分再開

○松浦委員長 休憩前に引き続き會議を開きます。

寒冷地畑作農業振興臨時措置法案及び北海道寒冷地畑作農業改善資金融通臨時措置法案の二案を一括議題とし、審査を進めます。

〔なしと呼ぶ者あり〕

○松浦委員長 なしと認めます。

この際お諮りいたします。寒冷地畑作農業振興臨時措置法案については、提出者より成規の手続をもつて撤回の申し出があります。本案はすでに本委員会の議題となつておりますので、委員会の許可が必要であります。本案の撤回を許可するに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○松浦委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は撤回を許可することにいたしました。

北海道寒冷地畑作農業改善資金融通臨時措置法案に對し、本名武君より自由民主党並びに日本社会党共同提案にかかる修正案が提出いたされております。その内容はお手元に配付いたしておる通りでございます。

まず修正案の趣旨について提出者の説明を求めます。本名武君。

○本名委員 ただいま議題になりました本案につきまして、私は自由民主党と日本社会党を代表いたしまして修正の動議を提出いたします。

まず案文を朗読いたします。

北海道寒冷地畑作農業改善資金融通臨時措置法案に對する修正案

第四條中「貸付金の利率は年七分以内、その償還期間(据置期間を含む)は二十年以内、その据置期間は五年以内において、それぞれ公庫が定めるものとする。」を「貸付金の利率は年五分五厘以内、その償還期間(据置期間を含む)は二十年以内においてそれぞれ公庫が定めるものとし、その据置期間は五年とする。」に改める。

第八條を第九條とし、第七條の次に次の一條を加える。

(家畜の導入に關する措置)

第八條 国は、第六條第一項の規定による認定を受けた営農改善計画の達成を図るため、当該営農改善計画に基く家畜の導入については、国が所有する家畜の貸付その他の助成措置を講ずるよう努めなければならない。

以上が修正案の案文でございます。

これにつきまして簡単に趣旨を御説明申し上げます。

本国会におきまして、政府は、寒冷地農業、特に後進性の強い、あるいは気象条件その他の劣悪な条件下にある北海道の畑作営農改善のために本法案を提出されたことは、非常にわれわれは敬意を表するのでございます。ただ、その内容におきまして、私は、この際、農政の新しい考え方によって出されたこの法案に対して、先ほど述べましたような修正を加えようとするのでございます。

申し上げるまでもなく、営農改善資金の貸付がこの法律の基幹とする内容になっておりますが、本法案のキー・ポイントでありますところのいわゆる営農改善資金の貸付制度というものをほんとうに本法案の趣旨を生かすために活用いたしますためには、申すまでもなく、一体その償還期限及び据置期間をどうするかということ、あるいはまた金利をどういう案に置くかということが最も重要な要諦であろうと思うのでございます。つきましては、このいわゆる金利据え置きに關しましては、まず金利水準というものを、今日の農業の実態から見ましてどこに水準を置くべきかということに多大な問題があるかと思ひます。しかして、とりあえず、本法案を提出されたときを機会にいたしまして、ぜひ、この金利は、政府提案の七分以内を、最も適切な金利水準に近づけるために五分五厘以下という利率に修正をいたしたいのでございます。

式、経営規模、その他いろいろな問題点がございまして同時に、これらの問題を着々と解決していかなければならぬことは当然でございますが、今日の他産業との比較におきましても、金利体系がこの産業の種類からいいたしまし、いかに高率であるかということ、また、われわれ農政に關与する者ばかりでなく、国民、産業人全体の一つの通念になっております。従つて、この機会に、私は、この通念の上に立つてもぜひこの制度は低金利をもつて処置するのが妥当であらうと考へるのでございます。他産業との比較におきましては最近融資の生産と需給の關係から従来の融資利率九分を六分五厘に引き下げて融資の生産の安定と需給の調整をはかろうと意圖されたのでございます。これらの融資と農業とを比較いたしますと、当然農業におけるこの金融体系というものは一日も早く改められなければならない。その前提として、たまたま政府みずからお出しになったこの法律を機会として、より合法的な利率に改定することこそが、農民の要望であるばかりでなく、日本の産業全体の発展のために農業を通じて寄与するゆえんであらうと私は考へるのであります。そういう意味におきまして利率を五分五厘に修正したいと思ふのでございます。いたずらに財政的な見地やその他金融体系のバランスの上のみ今日言葉をにごすことなく、——われわれは、これを農政の一大転換の政府における重大な意圖の発露であると感激しつつ、この修正案を提出いたした次第でございます。

さらにまた、この内容について見ますに、実は、この法律の本質は、何と申しまして畑作営農改善、特に有畜農業を重点とした改善の上に施策がとられるわけでございしますが、本法案の中には家畜に対する条文がないのでございます。従来家畜の導入につきましては現行のいろいろな制度がございしますが、ぜひこの法律に現行の制度をからみ合せて実施されることが、私は、この制度を生かし、より有効に活用できる道であると考えまして、さらに追加いたしまして修正を加えたわけでございます。今日家畜の制度については再検討を要する段階でございしますが、従つて、申すまでもなく、畑作営農改善の上には当然土地改良や施設と相俟つてセットとしてこれが施設を講じなければならぬと考えられます。従つて、ここには、その新しい再検討の上に立つて統一されるまで、とりあえず今日の現行制度というものをかみ合せて運用できるように処置を講じた次第でございます。その意味におきまして、どうぞこの修正に対して委員長におかれては直ちに採決の手続あらんことを要望いたします。そして、私の趣旨弁明を終わります。

（拍手）

○松浦委員長 次に、修正案について質疑はございませんか。——なければ、この際本修正案について内閣の意見を求めます。石坂政務次官。

○石坂政府委員 本案につきましては、政府といたしましては、ただいまのところは賛成いたしかねますが、十分検討の上措置いたしたいと思ひます。

○松浦委員長 次に、修正案及び原案を一括して討論に付しますが、討論の通告がございませんので、直ちに採決いたします。

まず修正案について採決いたします。修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔総員起立〕

○松浦委員長 起立総員。よつて、本修正案は可決いたしました。

次に、修正部分を除く原案について採決いたします。修正部分を除く原案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔総員起立〕

○松浦委員長 起立総員。よつて、本修正案は可決いたしました。

助小団体等土地改良事業助成基金の運用による公庫の非補助土地改良事業融資に関する利子軽減の措置を活用するよう措置すること。

二、営農改善計画の作成又はその達成につき、北海道知事が行う指導について、その万全を期するため、農業改良普及員の指導能力の涵養及び寒冷地畑作振興地域に対する増員を図る等指導態勢の整備拡充につき積極的考慮を払うこと。

三、天災により生じた農家の固定化負債についてすみやかに全国的な実情調査を行い、その整備のための特別の措置を講ずることとし、連年災害をうけ困窮する農家数が増加している北海道については、その特殊性を考慮し、明年度以降固定化債務の整理を促進するため、自作農維持創設資金枠の大幅の拡大をはかり、同資金の同地域貸付分としてとくに資金源の確保に努め、従来の配分額と合せて増額割当すること。

四、自作農維持創設資金の貸出限度は最高二十万円となっているが、実情に副わぬ場合があるので、業務方法書を改訂し、最高額を実情に即するよう引上げること。

右決議す。

昭和三十四年三月四日

衆議院農林水産委員会

以下決議案の各項につき主要なる点を御説明申し上げます。

第一項は、本法の運用についてでありませんが、営農改善資金の貸出利率は年五分五厘以内といたしまして修正せられたのであります。そのうちで、土地

改良事業等の関係資金につきましては、本年度より実施されておりまして、この非補助小団地等土地改良事業助成基金制度による年三分五厘の資金の活用をはかることにより本事業の達成を期すべきであります。

第二項は、本法の対象農家の営農改善計画を達成させるためには、各戸の営農改善計画の作成及び改善計画の実施、並びに市町村の営農類型に基く農家群の共同生産活動に対する適切な指導または助長の必要が望まれるので、本法の指定地域内の市町村に対し、農業改良助長法に基く改良普及事業と関連を保ち、特に農業経営経済の部面に指導力のある改良普及員を増員配置し、寒冷地農業確立の推進をはかるよう政府は適切な措置を講ずべきであります。

第三項は、本法により寒冷地農業の振興を期するのでありますが、おおよそ、農業振興に関する幾多の施策が講ぜられていますが、その場合最も問題となるのは、農家の固定化負債の処理についてであります。特に、本法の対象となる北海道の地域は、御承知のとおり、連年の冷害、凶作等が原因となつて、二十万戸農家の一戸当り固定化債務は約三十五万円にも及んでおる現況でありますので、この際、全国的にも農家の固定化負債の現況を十分調査検討すると同時に、これに対応する農家負債整理のための立法措置をすみやかに講ずべきであります。従つて、このような前提に立ちまして、本法実施に当り不可避的な障害となる北海道寒冷地域の農家の固定化負債の整理を行うためには、農家負債の立法措置の講ぜられるまでの応急措置として、

現行の自作農維持創設資金の積極的運用に期待いたすものであります。すなわち、昭和三十四年度の農林漁業金融公庫資金の運用計画によれば、自創資金のワケは一応百億円となつておりますが、この際、公庫資金全体の運用の改善を期し、すみやかに自創資金の総ワケの拡大をはかり、北海道に対する従来の配分方針にこれらを加えた増額配分の措置により、おおむね二十億円を下らざる額を目途とし融資の実行を期待するのであります。

第四項は、前項に関連いたしまして、自作農維持創設資金の貸出最高限度の是正についてであります。御承知の通り、自創法には貸出限度の規定はなく、公庫の業務方法書で定めてあるものであります。現在のごとき最高限度二十万円では、わが国の自作農中心の農政上の見地からも、また本制度の目的からも、さらに全国耕作農家の実態を見ましても実情に沿わない事情が多々ありますので、公庫総裁並びに農林大臣におかれては、全国的な農業の地域性と特殊性を十分考慮して、実情に合致させることに努め、現行の最高限度二十万円を、倍額以上のおおむね五十万円程度を目途とした引き上げを行うべきであります。

以上申し上げまして、本決議案の提案理由の説明を終ります。

○松浦委員長 ただいまの附帯決議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔総員起立〕

○松浦委員長 起立総員。よつて附帯決議を付することに決しました。

この際、ただいまの附帯決議に対する政府の所見を求めます。石坂政務次官。

○石坂政務次官 ただいま全会一致をもって御決議になりました附帯決議に對しましては、御決議の趣旨を十分に検討いたしまして措置いたすつもりでございます。

○松浦委員長 次に御諮りいたします。本案に関する委員会の報告書の作成につきましても委員長の御一任願いたいと思存しますが、御異議ございませんか。〔異議なしと稱ぶる者あり〕

○松浦委員長 御異議なしと認めます。さよう決定いたしました。

○松浦委員長 次に、農林水産の振興に関する件について調査を進めます。農地買収問題について質疑の通告がありますので、順次これを許します。なお、本問題について出席を願つております参考人よりの意見の聴取は、質疑において行いたいと思存します。實川清之君。

○實川委員 最近、住宅の建設あるいはダム建設、軍事基地の問題、高速度路建設の問題というような問題が相次いで起りまして、農地が次々に破壊をうけてしまつて、農地の承知の通りでございます。この御承知の通り、現行の農地法の建前から考えますと非常に問題が多く、しかも、それらの結果としてあるいは負担を背負わされておるわけでございます。千葉県の松戸市金ヶ作の地区におきまして、住宅公団による市街地の造成が計画され、すでに一部着手されておるわけでございます。この金ヶ作の住宅建設の問題につきまして、地元の反対同盟の代表者であります檜枝参考人にまずお伺いいた

したいのでございますが、あなた方は、この住宅建設につきまして、すでに三年來、いろいろの悪条件のもとにおきまして、土地を守るための闘争を展開されておるのではありませんか。あなた方がこの住宅建設につきましてどのような理由から反対されるか、その点をまずお伺いいたしたいと思います。

○檜枝参考人 お答えいたします。現在の住宅難の現状から、住宅の建設そのものには国民の一部として反対すべきではないと思つております。ただ、私どもが反対する理由は、その住宅政策が私どもの犠牲においてなされるという点であります。この住宅建設に関連するところの土地の画整理事業は、その公共施設、用地を無償提供させ、そしてその事業費をわれわれに負担させるというものであります。これは区画整理のいわゆる受益者負担の建前から出たものであります。一応、区画整理が市街地においてなされる場合においては、あるいはそのようなことにならなくても、あるいは存するものであります。事私ども農村地帯の農地におきましては、その土地を無償で取り上げるといふことになりまして、これは皆さ

んもおわかりになることと思つております。農地が一坪減れば一坪分だけ減収になる。しかも、この区画整理の場合には、私どもの所有地の三割を無償で取り上げるわけでありまして、最低限三割の減収を来たすわけでありまして、また、その上に、この区画整理は、宅地としての改善を主眼としておりますので、土地改良のごとき農地の改良を主眼としておりませんので、実情に非常に適しないところが多く、たとえ

ば、換地の場合において、農地に対しては、山林原野を換地する、南面傾斜に対しては、北面傾斜を換地する、良田に對しては劣等田を換地する。あるいは、道路によつて非常に高低ができる。また、この五十一万坪の狭い地区内に三万六千メートルに上るところの道路を施設するために、われわれの土地は細分され、農耕上にも非常な支障を来たす。あらゆる点を総合しましても、私

どもの減収というものは、地区内のみならず土地に依存しておる者にとりましては四割ないし五割の減収を来たすのであります。それは、将来におきまして土地の値上りを来たし財産価値がこえる、だから受益するといふようなことは、もしわれわれが将来農耕生活をやらないとしたらそういうことが言えるかもしれない。私どもは農耕生活を今後続けていくという意思を放棄しないといふことになるといふと、われわれはただ農耕生活上五割の減収をしられるという事実だけがこの区画整理事業によつて残るわけでありまして、私どもはこの事業に賛成しようとして生活が破壊されるからだといふことになるのであります。決して私どもは住宅政策に反対するものではありませんが、私どもの生活が成り立つようにならなければ、何ら私は反対の理由はないと思つております。

○實川委員 ただいま檜枝参考人から、住宅建設には賛成であるが、その結果として農家の犠牲が大き、農業経営ができなくなるから、あるいは農民の生活ができなくなるから反対だといふようにお伺いをいたしましたのでござい

ますが、すでに、金ヶ作の地区におきましては、相当面積の農地が道路の

○**校地参考人** それは、現在の各個人別の土地につきまして、その人の持っている一番いい畑を標準にとりまして、これを百点満点といたします。それから、今度の仮換地によりましての距離、地味、日照その他農地の利用上考え及びますすべての点を考慮いたし

て、その前面にある一町四反ぐらいの畑をそっくり公団用地のために取られるのであります。そしてその人間の換地はその住居の裏の方へ北面傾斜となつて換地されます。それから、葛島忠一の場合は、二町八反ぐらい耕作いたしておるのでありますが、前面のやや

建設省で御指定になっているようでございしますが、御指定になるまでの経過となり、あるいは農林省とそういう問題につきまして協議をなさったかどうか、この点についてお伺いしたいのであります。

○五十嵐説明員 最初この地区を決定

三十年といいたしますと、その当時はまだ農地の転用の問題は具体的には発生していません。従って、その当時何を農林省と相談されたか、その点をお伺いしたいと思っております。

○實川委員　これは農林省にお伺いは、金作の農家の人は大多数は反対であつたはずでございます。少くとも金作に主要な農耕地を持つておる百數十名の人は反対であつて、従つて、その当時農民がこの買収に喜んで応じ

たわけではないはずですが、土地の所有者である農民の承諾なしにその転用を認めたのかどうか、あるいはまた内話を与えたのかどうか、それを伺いたいと思います。

○石坂政府委員 ただいまの問題であります。その当時の事情につきましても農地局長からお答えいたします。

○伊東政府委員 当時の事情でありますので、あるいは若干違っております。今建設省から御答弁がありましたように、三十年の末ごろでございますが、話がありまして、土地区画整理事業をやります建設用地の敷地の取得につきまして転用の許可をいたしましたのは三十一年度の六月ごろでございます。これは農地事務局で建設事務所の敷地として転用しますという許可をいたしております。その前に建設省から話がありまして、この地区について住宅公団が区画整理事業をされることは農林省としてはやむを得ぬという意味のこ

とを、文書でなくしておそらく口頭で御返事いたしているのだらうと思ひます。ただ、前のことでございまして、調べまして、もし間違っておりますら訂正させていただきます。

○實川委員 この問題につきましても、今官房長官をされております当時の農林大臣の赤城さんが、農民の承諾なしには絶対に転用を認めないということをお願いしておられるのでござい

ますが、今あなたのおっしゃったのと、当時の農林大臣の御答弁とが違ふようございしますが、その点はどうなんでしょうか。

○伊東政府委員 大臣の御答弁、実は知りませんが、はなはだ恐縮でござい

ました。おそらく、当時の事情といひまして、先生の御指摘のありましたように、ある数の反対があったのだらうと私は思ひます。その当時におきまして、大体この地区が住宅公団の選びます区画整理事業として、首都圏といひますか、そういう関係をやむを得ないであらうという御返事をしたのであらうと思ひます。ただ、個々の農地についてどういふ転用の許可をするかというところにつきましても、まだその当時どこの土地をどういふふうな転用を許可するかというふうなことは話し合ひはしてないだらうというふうには私に考へるのです。

○實川委員 それでは、再び五十嵐さんにお伺ひいたしますが、建設省では、この土地区画整理法を純然たる農村地帯に適用されることは適当だとお考へになつておられますか。

○五十嵐説明員 区画整理法から参りますと、土地の種類のかんを問はず区画整理は施行ができてことになっておりまして、それが都市計画として決定されますれば、区画整理を施行することはしようがないと思ひます。

○實川委員 なるほど、今の区画整理法では、農地はいけなないというふうな積極的な認めない条文はないようございしますが、この立法の趣旨から見ましても、これは明らかに農耕地に適用するために作つた法律ではないといふふうなわれわれは考へておられるわけござい

ます。つまり、市街地における土地区画整理の場合でございまして、従つて、これを農村に適用する場合には非常に問題が出てくるわけござい

ます。従つて、立法の趣旨から見ましても、農村にこういうものを持つてこられるというところは、いたずらに農民の犠牲、負担を大きくするばかりでございまして、従つて、そういうふうな点について、たとい法律上農地に用いてはならないという規定がなくとも、この法律を農村で適用した場合にどういふような結果が出てくるかというふうな点についての御配慮はなかつたわけござい

ますか。

○五十嵐説明員 区画整理法の中に、区画整理を始める前に農地に影響する際には地区の農業委員会の意見を聞くことになつておりました。この事業を始めますにつきましても農業委員会の意見を聞いておられるわけござい

ます。

○實川委員 ただいま檜枝参考人から、いろいろ、この問題についての現地の影響の程度なり、あるいはどのよう

な影響があるかというところが陳情されたわけございしますが、それをお聞きになつてもわかりませんが、農村においてこの土地区画整理法を用いますと、いたずらに農民の犠牲を大きくして

おられるわけでございます。果して農家が受益者かどうか、その点についてお伺ひしたいと思ひます。

○五十嵐説明員 区画整理法は、先ほどお話のありましたように市街地にやる趣旨ではないかというふうなお話でござい

ましたけれども、市街地のみでなく農地をも含めてやる前提に立つてお

りまして、この減歩の方式につきましても区画整理法の規定に基いてや

つておられるのでござい

ます。私は区画整理法の規定が正しいと思つてお

るわけございまして、それが宅地として転換されるという前提に立つておるわけござい

ます。その関係で減歩され

るというふうなことになるわけござ

います。しかしながら、農業を継続する上において支障がある場合において

は、それについての措置がとらるべきであらうと思つてお

ります。

○實川委員 あなたのお話はちよつと私にもわからないのですが、なぜこの法律を適用することが正しいか。現実

に三割の土地が無償没収されれば三割だけ直接耕地面積は減つてくるわけ

で、あなたの言うように、宅地とした

場合は確かに地価の上りというよう

な問題も起り得るでしょう。しかし、

農家は土地を離れては農業はないの

です。従つて、農家の場合においては、

土地を売り払つて他に転業するという

ようなことならば話はわかるのでござ

い

ますが、農業をやつていくという農

民の立場から申しますならば、土地を

捨てて、土地を商品として扱うわけ

はとうてい参らない。そうしますと、

何ら受益する面はないはずで

す。従つて、受益者であるというふうな想定

のもとに減歩を認めておる土地区画整理

法でござい

○實川委員　生活の問題は別の問題と
いいまでも、われわれが生きていく
権利は憲法で保障されているわけで
す。いかに宅地を作ろうとしたしまし
ても、そのためにわれわれの生存権を
じゅうりんされるようなことは許され
るはずはないと思いますが、あなたの

合に、いつでも下積みになってその犠牲をしいられておるのが百姓だと私は思いますが、今度の金ヶ作の場合におきまして、やはり今までの例に漏れず、農民だけがひとり歩の悪い立場に立たされて泣いておるわけでございます。公団総裁といったしましては、金ヶ

擦が起るであろうことはかねてから私は考えておりましたので、金ケ作が首都圏整備委員会での第一の東京の衛星都市として指定され、それから住宅公団の責任においてこの土地を研究いたしました結果、東京の衛星都市として最も適当な場所であるということから、合

御相談がありましたので、私は、あくまでも個々に御相談いたしますよう。皆さん方の御家族の構成、皆さん方の持っていらっしゃる土地の面積、また、皆さん方の持っていらっしゃる土地が団地にどのくらいあり、団地の外にどのくらいあるかというようなこと

とになるかと申しますと、かりに千坪の地面を持っていた方が千円の価格であるとすれば、それは百万円の地価でございます。しかしながら、公団がた

方

の地面が七百坪になったといたしま

しても、公団が水道、ガス、電気その

他において資本を導入しました結果、一坪について千七、八百円の投資をいたしました。それでございまして、千円の土地は時価にいたしますと四千円にも五千円にもなっておりますのでございします。それでありますから、かりにそれが七百坪に減ったにしても、五千円とすれば三百五十万円の土地になるわけでありまして、何れも他業に転じられる利益をもつて何か他の生業に転じられるということも保証して差し上げたいのであります。お話を申し上げたのでありますけれども、そのときのお話がおれたちはあくまでも百姓をするのだ、そういうような転業の気持はないというお話でありまして、當時は六十名の反対者でありましたけれども、今日ですでにその人数は三十名にまで減つてきておるわけでありまして、この方々は、どういふわけか知りませんが、絶対的に区画整理に反対するといふ建前でお話しておりますので、幾ら理を尽してお話しても、なかなかわれわれの相談に應じていただけない、こういうようなわけでは、はなはだ私どもも苦心しておるわけでありします。

農民の方には、実に御同情にたえないのは、先祖からずっとやっていらしたる仕事を急に取つかえるということとは必ず不安があるに違いない、何とかしてその不安を除去するために私を信じていただきたい、何とかしてやつて差し上げますというのを私は誠意をもつてお話ししました。松戸に私が参りましたときに、農民の代表の方々がたくさん見えまして、あれども、そのときは団体交渉という事で、すでに入札知恵がしてあったかどうか知り

ませんけれども、個々に話をしようと思つても、わあわあ言われてとても話ができない。であるから、私は、個々にお話したい、あなたの方のこの農地の問題は、団体交渉などという問題じゃありません、一人ずつあなたの方が自分の身に考へてごらんになったならば、いかに自分の家族を将来不安のないようにするために、加納と相談する方がいいじゃないかとお考へになつていただくだらうと私は思つたのですが、遺憾にしてまだ私の誠意が地主の方々に通つておらないのでございします。

そうして、私も、国家のために住宅公団という重要な使命を帯びて団地を作り住宅を建設するということが一方にあるのでありますから、そう長く待つて國家にむだな金利をかけるということではできません。そこで、二年半たちました昨年の一月に測量を開始いたしました。ところが、それに対して

實力の妨害がありましたので、それでも私は強行するつもりでありましたけれども、ここに自民党、社会党、県、市、建設省、農林省、この六者が出てこられて、調停しよう、それでは調停をおまかせしますという事で、減歩三割二分六厘というものを三割にまで私の方は譲歩いたしました。そのために國家は四千万円の補償をお出しになつたという事で、最後の調停案ができました。その調停案によつて今日進んでおるわけでございます。しかしながら、今なおここに三十名の方が、ほんとうに私の考へを理解していただけないで、そうして反対しておられるのであります。これらの方たちに対して、もう一度東京支所長の山名氏を通じて皆さんに回覧を回しまして、いよいよ

よ仮換地ということになりました、しかしながら、皆さんの土地が農耕に適さない、あるいは換地になつたところろが山林である、あるいは非常なやせ地であるというようなところには、一つ御相談して、できるならばその山林を前にあつたような土地にまで直してあげて、そうして皆さんにお返ししたい、それからまた、お金でもつて改良費が済むというならば、それも差し上げてよろしい、いずれにしても、個々に私どもの方はできるだけの御相談をいたしまして、もう一回覧を回して、その期日を三月の十五日と切つたわけでありまして、こういうことまでする必要はないのですけれども、私は、三月の十五日が四月の十五日まででも、あるいは永遠にこれらの農民のお困りになつた方々のために御相談に應じて、生活の安定がくるように努力するつもりであります。

○實川委員 総裁の農家に対するあたたかい思いやりのことはよくわかりました。総裁にも一つ私がお願ひ申し上げたいと思ひますのは、あなたには、団体交渉だから交渉に應ずるわけにはいかない、個別折衝ならば十分その事情をよく聞いてできるだけのことと思ひますが、まことにけつこうだと思ひますが、団体交渉があるいは個別交渉か、その是非は別といたしまして、その交渉の仕方はいかんといいような程度の問題でこの問題がこれまでも紛糾し、あるいはまたいろいろの不幸事件も出てきておるといふことで、これはどうもはなはだ残念なように私は思ふわけでございます。従つて、ほんとうに総裁がそのように農家の立場をお考へになるならば、その点

をもう少し割り切つて、ほんとうに農家の言ひ分もとつくり聞か、かりに三十名あるいは四十名の農家であつても、団体交渉であつても、お前たちの言うことを全部言つてみな、また総裁のお考へもお述べになる機会もあるわけでありまして、私は、そのくらいの手続上の問題でこの問題がこれ以上紛争を長引かせるという事は、あなたもおつしやつたように、大局的に見まして非常には大きなマイナスだと思ひますので、こういうような点につき受ける、そうして事態の円満解決をはかつていくようにするといふように一つお考へ直して願ひないものでどうか。

なお、転業の問題がございまして、今まで軍事基地の問題やあるいはその他の問題で農家が離農いたしました、そのかわり賠償金を相当もらつて他に転業したといふような事例がたくさんございしますが、私の聞くところによりますと、ほとんどそういう転業組は失敗をして、益になつても祖先の墓参りもできない、正月になつても自分の郷里に帰れないといふ事例がほとんど枚挙にいとまがないように伺つております。特に農家の場合におきましては、そういうような商売をやつた経験もございせんし、また、その賠償金の額が、おそろくそうまとまつた資本ではないはずなんです。そのような零細な金をもつてなれない商売をするといふことは、これは非常に危険なことで、一まず転業といふことで問題はけりがつくかもしませんが、長い目で見ますと、これも決して親切な処置ではな

いとは私は考へるわけでございます。やはり百姓は百姓として立てるようには考へ願ふことが大事じゃないか。なお、反対同盟の諸君は現在三十九名と私伺つておりますが、この反対同盟の連中は理由のいかににかかわらず土地区画整理事業に絶対反対で、その他のものは何ものも聞き入れる寛容さは持つていないといふようにお話ししてございしますが、先ほど檜枝参考人もこの席で申されておりますように、われわれは農業経営ができればいいのだ、これからは継続して百姓をやりたいので、それができるような処置をとつてもらへるならば住宅建設には反対するものでないといふことを明言されておりますので、この点につきましても総裁のお考へと現地の反対同盟の考へ方に若干のずれがあるように私は思ひます。こういうような問題につきましても、やはり今後話し合つていたしまして、何とか事態の円満な解決をおはかり願ひたいと思ひます。これらの点につきましてあらためて御意見を伺ひたいと思ひます。

○加納参考人 今實川さんからお話がありましたことに全く同感でありまして、先ほど来申し上げておる通り、今後といへども永遠に私はこの農家のために御相談に應じていきたいと思ひます。

○實川委員 そこで、これはお願いになるような筋でございしますが、一つ三十九名の反対同盟の諸君ともひびぎを交えてじっくり話し合つてみていただくわけには参らないでしょうか。たとえば、この三十九名の反対同盟の諸君といへども、決して鬼でも蛇でもない、われわれと同じような日本人だと私は考へております。ただ、利害関係が違

い立場が違つたために、いろいろ今までいきさつができて、もつれにもつれて参つたわけです。従つて、現状では總裁の方におきましてもあるいは反対同盟の方におきましても相当感情的なものを含んでいらつしやるかもしれませんが、それを一つあなたの大きな立場からこれらの農民と十分話し合つていただき、また、その話し合いの形も、もし反対同盟が希望するならば団体交渉であつても差しつかえないんじゃないか。私がこの問題に若干タッチいたしましたからまだきわめて短時間でございしますが、私の接触いたしました範囲におきましては、反対同盟の諸君も決してこれ以上皆さん方に御迷惑をかけたなり、あるいはまためっちゃくちゃな横車を押して問題をあくまでも紛糾させるというような意思は断じてないことを私は申し上げたいのでございますが、これらの問題について重ねて一つ總裁のお話を承りたいと思います。

●加納参考人 先ほどから何回も繰り返して申し上げました通り、私は、今後とも、この問題が円満に解決し、そうして個々の地主が満足されるように努力いたします。

●實川委員 そうすると、団交の場合は絶対に話し合いに応じないということになるわけでございますか。

●加納参考人 それは實川さんと私の見解の違いでありまして、私は、農民の方々との話は、団体交渉というような性質のものではなくて、個々にあくまでもお話ししていく、こういうのが私の立場でございます。

●實川委員 それはまあそれ以上この問題について追及しても水かけ論……

●大野(市)委員長代理 實川君、約束

の時間が参つておりますから……。●實川委員 それじゃ委員長に申し上げますが、この問題の結果いかによりましたは、こういうような事態が全国的に起り得る可能性があるわけですから、従つて、私は、農林省としまして、あるいはまたわれわれ農業に關係する者といつたしましても、このようにことが全国的に至るところで惹起されるということになりまして、日本の農地行政はめっちゃくちゃになると考えております。そういう意味におきまして、単に時間が延びたあるいはおくれなところまで打ち切るわけには参らないわけでありまして、きょうだつて、延びたというのは、大体あなたの方の党内のいろいろな問題から延びたわけじゃないませんか。五時になるまでだれがこういう工合に時間を引きつづつたのですか。そういうようなことで、私の発言を封じられることははなはだ遺憾です。

●大野(市)委員長代理 できるだけ一つお時間の方をお考えを願います。

●實川委員 これからまだだいがかりますから、御承知お願ひします。

●石田(有)委員 閑置して……。今總裁の意見を聞いておりますと、団体交渉を拒否して個人々々で話をする、こういう話でしたね。ところが、今までの質疑応答の経過を見ますと、あなたが団体交渉をやっておられれば、一部分は解決ついたらけれどもまだ三十何名も残るといふようなことがなかったのではないかと、これを私は考えるのです。あなたの方の事業というものが部分的に行われる事情ならば、これは団体交渉でなくともいい。一回

地としてこれを手に入れなければならぬものを、これは団体交渉をやらないうと、そこを、そもそも出発点を誤まつておるのじゃないか。そうであるものは何か労働組合が何かに限つたかのごとき錯覚を起しておるから、こういう問題が起つておる。ところが、今日二年半もかかつてまだ工事に着手することのできないような現在のような状態を来たさしたというものは、あなたの責任だと言つても過言でないと思ふのです。そうじゃないですか。

それからまた、なるほど、よく転業資金やあるいは賠償金等についていろいろ御配慮があつたようだけれども、この点はあなたも勉強しておられと思うけれども、今日までのダムの構築あるいはその他の農地を失つた農民がどういふ状態になつておるとお考えですか。たとえば、只見川の開発の當時のある農家のごときは、数千万円

の金を手にして、そして他に転業した。ところが、いずれも数年を出ずして全部その金を使い果してみじめな姿になつておる。こういうふうには、ただたくさん金さえあればいい、他に転業の資金さえ与えればそれで責任は済むというふうなお考えだとするならば、われわれはとうてい承服できないのです。私は、この点はあなたも大きな事業をおやりになつておる公団の總裁なんだから、やはり、農民というものの本質的な性格と、転業する場合どういふ結果になるかというふうなことに、つては、ほかにもそういう事例があるのだから、十分調査研究をされて対策をなさるべきだと思ふのです。これはまだ金ケ作の場合には他に転業し

た者がみじめな結果に達したという結論まで出ていないかもしれない。しかし、農民は本能的にそれを知つておる。数千万円の金を手に入れても、右から左、利息の高いのに誘惑をされてあつちこちみんな貸し付けてしまつて、それが取れなくなつたり、あるいは、旅館や料理屋に転業したために、二年か三年で全部またそれを手離さなければならぬという事例があまりにも多い。農民はそれを本能的に知つておるから、なかなか容易にそれに応じないわけなんです。そういう点で、私は、その団体交渉に應じないということの基本的な態度が大きな誤まりを起しているんじゃないかと考え

る。この点一つ反省の意思があるかないか。今後といへども、三十何名というものについては、共同の運命としてお互いに手を取り合つて対処しようとしておるんだから、やはりそれを相手にしてあなたに交渉に應じていく責任があるのではないか、こう思ふのです。が、どうですか。

●加納参考人 私は国家からこの重任を命ぜられておりまして、私の信ずるところを行なつて参りますから、もし私の見解が誤まつておつて、はなはだ不都合な總裁だと思ひになるならば、政府に建議なさつて免職をおさせになつたらよろしい。

●石田(有)委員 それはもつてのほかだ。そういうことはあなたの言うべき言葉ではない。第一、莫大の政府の資金を二年半も使つて手をかけておるけれども、今日どれだけ進んでおるか。その責任をあなたはどのようにするんです。あなたはその責任を感じていないのか。そうして、何だその暴言は。許し

がたい暴言だ、それは。●加納参考人 許しがたい暴言ならお許しにならないでよろしゅうござい

ます。

●石田(有)委員 それは答弁じゃない。私は参考人として意見を聞いておる。意見を聞いておるんだ。少しも答弁になつていないじゃないですか。

●加納参考人 答弁なつてゐるじゃないですか。

●石田(有)委員 答弁じゃないですよ。●加納参考人 それは見解の違いです。

●石田(有)委員 見解の違いじゃない。答弁になつていない。こつちの聞くことに対してすなおに答弁しなさいよ。団体交渉をしないから今日のよう

な不始末を起したんじゃないかというんです。

●加納参考人 私は今後といへども個々に相談に應じて、個々に皆様方の幸福になるように御相談いたすというのが私の態度であります。

●石田(有)委員 そういう態度であるとすれば、一体、今後これを円満に解決つて、政府の政策に基いて、そうして政府の資金による事業計画が円満に遂行できるとお考えですかどうですか。

●加納参考人 できると信じております。

●石田(有)委員 次に石坂政務次官に伺いたいと思ふのでありますが、今質疑応答の中で明らかになつておりますように、膨大な農地が犠牲に供されておる。まず第一に、これに対しての法的な基礎もきわめてあいまいなんです。なおあとで法的な議論が行われると思ひますが、きわめてあいまいだ。ことに、さつき實川委員が指摘されま

た。

た。

た。

た。

た。

た。

問題と思いますが、あえて必要のない場合はつぶす必要はない、こういうふうに思っております。従来区画整理法なり公団法の建前が建設省中心で都市計画事業としてやっていくというふうな考え方でもございましたが、これは、松戸の事件等にかんがみまして、今後方針を改めまして、住宅公団がやる場合あるいは市町村がやる場合、府県がやる場合等におきましては、農林当局とも十分に協議いたしましたして、基

本計画の決定の際によく納得のいくような方法を今後とりたい、こういうふうに考えております。

○石田(有)委員 議事進行について

きょうは時間もだいぶおくれており
ますし、また、先ほどの参考人の態度
等についても本委員会として十分検討

で、明日建設大臣、農林大臣等も出席願った上で続行されるように取り計らいをお願いしたいと思います。

特に明日は赤城官房長官の出席を一つお願いしたいと思います。その理由は、先ほど實川委員が質問をした中で明らかにされておることは、昨年の二

月の参議院の本案議で、亀田議員の質問に対して赤城農林大臣は、農民の納得のいかない農地転用は絶対に許可をしないという答弁をされております。

従って、本件を質疑をするに当たってどうしても赤城官房長官の出席が必要であると思いますので、委員長においてしるべくお取り計らいをお願いいたします。

したい、かように思うのであります。

○大野(市)委員長代理　ただいまの石田委員並びに栗林委員の勸諭に対しま

しては、明日の理事会においてこれをお語りいたしまして、善処をいたしたいと思ひます。

本日はこれにて散会いたします。
午後六時四十二分散会

〔参照〕

海岸砂地帯農業振興臨時措置法の
一部を改正する法律案（内閣提出第
一七二号）に関する報告書

農山漁村電気導入促進法の一部を改
正する法律案（内閣提出第一七三号）
に関する報告書

畑地農業改良促進法の一部を改正す
る法律案（内閣提出第一七四号）に
関する報告書

北海道寒冷地畑作営農改善資金融通
臨時措置法案（内閣提出第八三三号）に
関する報告書

〔別冊附録に掲載〕